

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（建設工事）

1 裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する工事について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

2 定期申請の受付

原則としてインターネット方式により行います。

ただし、インターネット方式では対応していない申請（共同企業体（経常JV）に関する申請、「解体工事」を申請する場合で「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」によるもの等）については、以下のとおり郵送又は持参での申請を受け付けます。

○インターネット受付専用ホームページURL

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

(1) 申請書類の受付時期

ア インターネット方式（原則）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月15日（火）

イ 郵送の場合（アでは対応していない申請の場合）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月31日（木）（当日消印有効）

ウ 持参の場合（アでは対応していない申請の場合）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月31日（木）

(2) 申請の方法等

ア インターネット方式

インターネット受付専用ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを作成・送信する方法により申請する。

イ 郵送又は持参の場合

申請書類を郵送又は持参する方法により申請する。提出期限を厳守してください。

(ア) 郵送の場合

宛先 別紙「提出場所一覧表」のとおり

(イ) 持参の場合

・ 受付場所 別紙「提出場所一覧表」のとおり

・ 受付時間 午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出書類

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1）

イ 添付書類

(ア) 業態調書（様式第2）

(イ) 営業所一覧表（様式第3）

(ウ) 共同企業体等調書（様式第4の1及び2）（共同企業体で申請される方及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する方のみ）

(エ) 総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものであって、かつ、平成29年6月30日以降を審査基準日とするものに限り。詳細については、作成要領5を参照してください。）

(オ) 納税証明書（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの）

注1 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

- ・ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3

注2 納税証明書の対象

- ・ 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税
- ・ 法人の場合 法人税，消費税及び地方消費税

(カ) 委任状（様式第5）（行政書士等の代理人による申請をする場合）

(4) 提出部数

原本1部・写し1部

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 提出に当たっては、提出書類をクリップで留めてクリアファイルにはさみ、郵送（普通郵便で可）又は持参してください。

イ 申請書類等の作成に当たっては、資格審査の申請をする日の直前（最新）の総合評価値通知書に基づいて記載してください。

(6) インターネット方式による場合

上記(3)から(5)の定めにかかわらず、インターネット受付専用ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを作成し、送信するものとし、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び(3)のイ(オ)に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとします。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、(3)のイ(オ)に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができます。

(7) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア 資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。

イ 資格の有効期間は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

3 随時申請の受付

(1) 受付期間

平成31年2月1日から令和3年3月31日

(2) 申請の方法等

申請書類を郵送又は持参する方法により申請する。

(3) 提出書類、提出部数及び提出に当たっての注意事項

定期申請と同様とします。ただし、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受けた申請者については、次の特例が適用されます。

ア 総合評定値通知書の写し

事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間の随時申請にあっては、平成30年10月29日より後を審査基準日とするもので足りません。

イ 納税証明書の写し

国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予，国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいいます。）の適用を受けたため、2(3)イ(オ)の書類を提出できない場合は、納税の猶予許可通知書又は国税通則法施行規則別紙第9号書式その1の提

出で足りません。

(4) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア 資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。

イ 資格の有効期間は、資格決定の日から令和3年3月31日までとなります。

申請に関する問い合わせ先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係

TEL 03-3262-0109

受付時間：午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(別紙)

提出場所一覧表

受付対象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北 区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判 所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市 中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中 区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中 央区六本松4-2-4	092-781-3731
宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青 葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり，主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中 央区大通西11	011-290-2108
香川県，徳島県，高知県，愛媛県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸 の内1-36	087-851-1647
上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約係	〒102-8651 東京都千代田区 隼町4-2	03-3262-0109